

議案第3号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成19年9月4日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県立学校の専門学科における実験又は実習の充実を図るため、実習教諭を置くことができることとする。

2 規則案の概要

(1) 学校に、実習教諭を置くことができるとし、その職務の内容及び任命の方法は、次のとおりとする。

ア 職務の内容

上司の命を受け、実験又は実習について、教諭の職務を助け、生徒の指導に当たること。

イ 任命の方法

実習助手の中から、教育委員会がこれを命ずる。

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則案

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
<p>(教育相談員) 第33条の3 略</p> <p><u>(実習教諭)</u> <u>第33条の4 学校に、実習教諭を置くことができる。</u> <u>2 実習教諭は、上司の命を受け、実験又は実習につ</u> <u>いて、教諭の職務を助け、生徒の指導に当たる。</u> <u>3 実習教諭は、実習助手の中から、教育委員会がこ</u> <u>れを命ずる。</u></p>	<p>(教育相談員) 第33条の3 略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。